

生物多様性条約第 13 回締約国会議、カルタヘナ議定書第 8 回締約国会合
及び名古屋議定書第 2 回締約国会合（国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016）
の結果について

平成28年12月19日（月）
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8275
室長 中尾 文子（内 6480）
室長補佐 大澤 隆文（内 6485）
主査 林 優里（内 6482）

生物多様性施策推進室
室長 西山 理行（内 6661）
室長補佐 鈴木 宏一郎（内 6662）
室長補佐 中山 直樹（内 6668）
係長 中原 一成（内 6666）

野生生物課外来生物対策室
室長 曾宮 和夫（内 6680）
室長補佐 立田 理一郎（内 6681）
係長 平山 宗幸（内 6683）

生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）、カルタヘナ議定書第 8 回締約国会合（COP-MOP 8）及び名古屋議定書第 2 回締約国会合（COP-MOP 2）からなる国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016 が、12 月 4 日（日）～17 日（土）にカンクン（メキシコ）で開催されました。日本からは、関芳弘環境副大臣が 2 日（金）～3 日（土）の閣僚級会合（ハイレベルセグメント）などに出席した他、一連の会議に関係各省の担当者などが出席しました。

閣僚級会合では、生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化について閣僚間で議論や経験の共有が行われ、「カンクン宣言」が採択されました。

これに引き続き、COP13 本会議では、「とりわけ農林水産業および観光業における各種セクターへの生物多様性の保全および持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化を含む広範な事項について議論され、37 の決定が採択されました。カルタヘナ議定書 COP-MOP8 では締約国から提出された第 3 次国別報告書などに基づき議定書の実施状況や課題などについて議論され 19 の決定が、名古屋議定書 COP-MOP2 では名古屋議定書の実施に関する事項について議論され 14 の決定が、それぞれ採択されました。

1. 開催期間・場所

閣僚級会合 平成 28 年 12 月 2 日（金）～3 日（土）

本会議 平成 28 年 12 月 4 日（日）～17 日（土）

（於 カンクン（メキシコ）、ムーンパレスおよび複合施設）

2. 参加国・参加者数など

（1） COP13 には締約国・地域、国連環境計画など関係する国際機関、先住民代表、市民団体など 3,100 人以上が参加しました。

（2） 会期中、300 以上のサイドイベントが開催されました。環境省は「国連生物多様性の 10 年の日（UNDB-DAY）」を含む約 10 のイベントを主催するなどし、ブース展示を行い日本の取組などを紹介しました。

3. 日本からの参加者

日本政府からは、関芳弘環境副大臣が政府代表団長として閣僚級会合などに出席するとともに、環境省の他、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省などの担当者が参加しました。また、このほか経済界、地方自治体、NGO 関係者が参加しました。

4. 主な成果

（1） 閣僚級会合（ハイレベルセグメント）

12 月 2 日（金）～12 月 3 日（土）に閣僚級会合が開催され、382 人（閣僚 50 人を含む）が参加しました。

同会合では、環境大臣のみならず生物多様性に関連するセクターの主務閣僚が集まり、農林漁業および観光業のテーマ別のラウンドテーブルが行われ、対話と成功事例の共有が行われました。また、「福利のための生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化」に関する誓約を含むカンクン宣言（別添 1）が採択されました。

環境省からは関環境副大臣が参加し、日本の「エコツーリズム推進法」に基づく取組や「国立公園満喫プロジェクト」について紹介し「保全と利用を好循環させる仕組みづくり」の重要性を主張しました。またこの機会に、日本を含む 9 か国・団体から、2020 年の愛知目標達成に向けたイニシアティブの表明がなされました。この中で、日本からは関環境副大臣より、生物多様性日本基金を通じた地球規模での取組の強化と国内での政府および各主体の連携により、以下のような取組の強化を行うことを表明しました。

（地球規模での取組強化）

- ・生物多様性日本基金（2010 年に名古屋で開催した COP10 の議長国として条約事務局に設置した基金）を用いた、愛知目標達成取組の能力養成の集中的な実施。

（国内での取組）

- ・取組強化のため、国家戦略中間評価を行った上で関係省庁により一層加速させる施策のとりまとめと実施。
- ・多様な主体で構成される「国連生物多様性の 10 年日本委員会」（UNDB-J）による 2020 年に向けたロードマップの策定とその実施。

また、関環境副大臣は、閣僚級会合の合間に国連環境計画のエリック・ソールハイム事務局長や地球環境ファシリティの石井菜穂子統括管理責任者（CEO）などとバイ会談を行い、自然環境分野における国際協力に向けて関係を強化しました。

(2) 生物多様性条約 COP13

条約および戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けた進捗として、目標 10、17 が 2015 年の目標年までに達成できなかったこと、目標 14、18 の国レベルでの進捗などが限定的であることが確認されました。また、国別目標の設定や国別報告書の実施に当たっては、SDGs を含む他のプロセスの関連目標を考慮すること、国別報告書が多様なレベルにおける主流化に貢献するような政策となるよう位置付けること、著しい進捗があった目標についても、達成に向けた努力を更に強化することを締約国に求めることとなりました。

条約および生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施を強化する戦略的行動としては、農林水産業および観光業を含む様々なセクター内および複数のセクターにまたがる主流化に向けて、ステークホルダーの関与などにより努力を強化することを締約国に強く求めることとなりました。また次のカテゴリ別に具体的な勧告が提示されました。

- ・関連国際プロセスを通じた主流化の強化
- ・セクター横断的な主流化
- ・セクター別主流化（農業、林業、漁業および水産養殖業、観光業）
- ・主流化を強化するための主要主体の参画（企業、準国家および地方自治体、先住民および地域コミュニティ、科学コミュニティ、ジェンダー）

この中で、我が国の UNDB-J における取組の経験も踏まえ、取組多様なセクターによるプラットフォームを通じた主流化のための活動強化、取組業界全体の企業の取組を強化する観点からの事業者団体の重要性、地方自治体の参画と取組強化のための地方自治体ネットワークの有用性、といった内容が我が国からの提案により決定に盛り込まれました。

上記のほか、合成生物学の潜在的な便益と悪影響の考慮事項や検討枠組、遺伝資源の塩基配列情報と条約実施に関する検討プロセス、花粉媒介者・花粉媒介および食糧生産に関する IPBES による評価の活用、第 6 回国別報告書ガイドライン、地球規模生物多様性概況第 5 版の準備、生物多様性戦略計画 2011-2020 および愛知目標の指標、生態学的・生物学的に重要な海域 (EBSA) の記載に関する科学的な手法およびアプローチの強化などに関する決定がなされました。(別添 2)

(3) カルタヘナ議定書 COP-MOP 8

カルタヘナ議定書の実施のための法的・行政的・その他の措置については、約半数の締約国のみしか導入できていないことが判明しました。このため、戦略計画 2011-2020 の残りの期間において、法令の整備などに関連する目標に優先的に対応することが決定されました。

このほか、リスク評価に関するガイダンスの報告、社会経済上の配慮に関するガイドラインについての作業や名古屋・クアラルンプール補足議定書の発効と実施を早期化するための取組などが決定されました。(別添 3)

(4) 名古屋議定書 COP-MOP 2

名古屋議定書についても、国内措置を実施している締約国が 2 割程度に限られていることが確認されました。このため、既締約国に対しても名古屋議定書の効果的な実施に向けて制度の構築等を進め、その情報を各国に共有することが求められました。

このほか、名古屋議定書の効果的実施の促進、ABS (The Access and Benefit-sharing) クリアリングハウスの運用、議定書遵守委員会の手続き規則、2 年後に予定されている議定書の最初の有効性評価に向けたプロセスなどについて議論されました(別添 4)。

5. 日本の貢献・取組

日本は、COP10以降、生物多様性日本基金および名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における取組に対して支援を行うとともに、国内でも愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改訂やその実施を通じて施策の充実を図ってきましたが、今次会議およびその準備のための補助機関会合の開催についても幅広い支援を行いました。

さらに、日本は議長国であった期間を除いて初めて、アジア太平洋地域を代表してCOP12以降COP13までの間にCOPビューロー（幹事会）メンバーを務め、条約の実施に向けた締約国間の議論に積極的に貢献しました。

このほか、今次会議において各議題の議論に積極的に参加・貢献するとともに、次のような取組を行いました。

（1）国連生物多様性の10年の日（UNDB-DAY）

環境省、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」（委員長 榊原定征 一般社団法人 日本経済団体連合会 会長）と生物多様性条約事務局は、COP13のサイドイベントとして、12月5日に「国連生物多様性の日（UNDB-DAY）」を開催し、世界各国から約50名の参加がありました。我が国からは、UNDB-Jのほか、愛知県、電機電子4団体、生物多様性わかものネットワークなどからの取組事例発表がありました。

また、夕方のセッションでは、関環境副大臣をはじめ、ジアス条約事務局長、経団連自然保護協議会の二宮会長、その他NGOやユースの代表といった6名の登壇者の参加により、愛知目標の達成に貢献するリーダーによる決意表明が行われました。関環境副大臣からは、UNDB-Jにおいて2020年までの目標と具体的な取組をまとめたロードマップを策定しており、これに基づき、生物多様性の主流化に向けた取組を引き続き積極的に推進し、世界に発信していくとの決意表明を行いました。

（2）自然との共生に関する双方向対話

12月13日（火）に総会で行われた「自然との共生に関する双方向対話」では、5名の有識者から経験の共有がなされました。

その中で日本からは、総合地球環境学研究所 中静透教授が自然との共生に関する取組について科学的な観点から日本の経験を共有し貢献しました。その他、ボリビア開発計画省次官より先住民の権利の尊重がボリビアにおける自然との共生に向けた取組に果たす役割について、ウガンダのバトゥア発展連合組織より自然との共生においてジェンダーが果たす役割について、バチカン国務省長官より人間同士および自然や他の創造物との間の調和とそれら側面を統合する包摂的な戦略の必要性について、国連人権高等弁務官組織先住民問題特別報告官より権利に基づく協働による自然との共生の強化や持続可能で衡平な社会の構築への寄与について、共有されました。

6. 次回以降の会議

次回以降の会議開催国・時期については、次の通り決定しました。

- ・生物多様性条約第14回締約国会議、カルタヘナ議定書第9回締約国会合および名古屋議定書第3回締約国会合……エジプト、2018年第4四半期
- ・生物多様性条約第15回締約国会議、カルタヘナ議定書第10回締約国会合および名古屋議定書第4回締約国会合…中国、2020年第4四半期

- ・ 生物多様性条約第 16 回締約国会議、カルタヘナ議定書第 11 回締約国会合および名古屋議定書第 5 回締約国会合…トルコ（時期未定）

- 別添資料
- （１） 福利のための生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言（仮訳）
 - （２） COP13 の主要な決定の概要
 - （３） カルタヘナ議定書 COP-MOP8 の主要な決定の概要
 - （４） 名古屋議定書 COP-MOP2 の主要な決定の概要

福利のための生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言
(環境省、農林水産省仮訳)

我々、閣僚及び代表団長は、国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016¹の機会に 2016 年 12 月 2 日及び 3 日に集い、

以下を宣言する：

1. 生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに生物多様性が支えている生態系サービスに依存する、あらゆる生命の福利に必須の条件として、一部の文化では母なる大地と認識されている、自然との共生が不可欠であること。
2. 生物多様性が、国際社会が現在直面している開発上及び社会的な緊急の課題に対する解決策を提供すること。
3. 生態系の劣化及び分断、持続不可能な土地利用の変化、自然資源の過剰な利用、種の違法な捕獲・採取及び取引、侵略的外来種の導入、大気、土壌、陸水及び海洋の汚染、気候変動及び砂漠化によって引き起こされる生物多様性への悪影響に最も懸念していること。
4. 自然を尊重するために、人間の開発様式、振る舞い及び活動を変革する必要があること。
5. 生物多様性を強く反映する持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその持続可能な開発目標が、変革的な形で、かつ環境的、経済的及び社会的な側面を統合する視点を持って、開発上の課題に対処するための新たな機会を提供すること。
6. 国連気候変動枠組条約、及び同条約の第 21 回締約国会議で採択された、気候変動に対処するための行動をとる際に必ず全ての生態系が損なわれないことを確実にすること及び生物多様性を保護することの重要性を認識している国連気候変動枠組条約のパリ協定、及び 2016 年 11 月の第 22 回会合で採択されたマラケシュ行動宣言の実施は、生物多様性条約の目的の実施に貢献可能かつ貢献すべきであり、その逆も同様であること。
7. 生物多様性条約、生物多様性戦略計画 2011-2020 並びにその愛知目標、及び、該当する場合は、カルタヘナ議定書及び名古屋議定書、の効果的な実施を確保するために、我々は追加的な努力を行うとともに、国際的な場で採択されている持続可能な開発、取引、

¹ メキシコ・カンクンにおける、第 13 回生物多様性条約締約国会議、第 8 回カルタヘナ議定書締約国会合及び第 2 回名古屋議定書締約国会合 (2016 年 12 月 4~17 日)、これらの会合の閣僚級ハイレベルセグメント (2016 年 12 月 2~3 日)。

農業、漁業、林業及び観光業などに関係する他のイニシアティブとのより緊密な協力を促進する必要があること。

そして、それ故に、

我々は以下を約束する：

国内のニーズ及び状況に合わせ、及び他の関係する国際協定に沿って、自然及び人権を完全に尊重した経済的、社会的及び文化的な包括的アプローチを組み込んだ、効果的な制度的、法的及び規制の枠組みを確立するべく、我々の政府の全レベル及びあらゆるセクターにわたり生物多様性を主流化するため、以下の行動を通じ、取り組むこと：

1. 政府によって策定されるセクター別及びセクター横断的な政策、計画及びプログラム、並びに法的及び行政的な措置と予算が、構造的かつ首尾一貫した形で、生物多様性と生態系の保全、持続可能な利用、管理及び回復に関する行動を統合することを確保すること。
2. 生物多様性の価値を国家会計や報告の制度に組み込むこと。
3. 生物多様性の主流化を強化するために、必要に応じて、生物多様性国家戦略及び行動計画を更新及び実施すること。
4. 生物多様性の主流化のために、制度的な支援と能力を強化すること。
5. 生物多様性に依存する、あるいは影響を与えるセクターが、生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な利益の配分のための統合的なアプローチを採択するよう奨励すること。
6. 良好な健康、清浄な水及び衛生、食料安全保障、栄養の改善及び飢餓の削減、貧困根絶、自然災害の防止、強靱で持続可能かつ包括的な都市及び人間の居住、そして気候変動の適応と緩和を達成するための基盤として、生態系の保全、持続可能な利用、及び必要な場合には再生を推進すること。
7. 地球規模でエコロジカル・フットプリントを削減し、土地の劣化と砂漠化に対処し、あらゆる形態の貧困を根絶するとともに、人々及び地域間の社会的な格差に対処することにより、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を旨とした持続可能な経済成長を推進すること。
8. 生態学的な代表性を有しよく連結された保護地域及びその他の効果的な地域ベースの保全手法のシステムを増加及び強化すること。

9. 生物多様性関連の知識及び情報の生成と利用を促進するとともに、あらゆるレベルでの意思決定を支援するために社会がそれらの入手が容易にできるようにすること。
10. 生物多様性及びその価値についての意識を向上させるために生物多様性を教育プログラムの中に組み込むこと。
11. 国際協力を強化するとともに、適切な技術の革新と移転を奨励すること。
12. あらゆるソースからの資源を動員するための努力の規模を拡大すること。
13. 地球環境ファシリテーター、開発銀行、及び金融・協力機関といった組織に対して、特に開発途上国及び経済移行国におけるプログラム、能力構築、知識管理及び実施メカニズムにおける公共政策の一貫性を、国内の状況に応じて、支援するよう奨励すること。
14. 国連食糧農業機関や世界関税機関等の国連システムの関係機関、地域レベルのものも含む、多国間環境協定、及び、必要に応じて、他の組織や国際的なイニシアティブ及びプロセスの間におけるより緊密な協力及び相乗効果を奨励すること。
15. ジェンダーの平等及び社会的包摂を推進しつつ、あらゆる関係主体及びステークホルダーの積極的かつ効果的な参画を促進すること。
16. 先住民や地域社会の権利、慣習的な生物多様性の持続可能な利用、及び伝統的知識及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を尊重することにより、生物多様性条約を実施するための彼らの能力を強化するための行動をとること。
17. 民間セクターの活動の規制枠組みを改善し、生物多様性の保全と持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のためのインセンティブの強化とツールの促進を行うこと。
18. バリューチェーン全体での持続可能な生産と消費を支援し、技術の安全で持続可能な適用を行い、有害な奨励を段階的に廃止し正の奨励を強化すること

農林漁業及び観光業のセクターが生物多様性とその構成要素、並びに生物多様性が支えている生態系の機能及びサービスに重度に依存していること、及びこれらのセクターが様々な形で直接的及び間接的に生物多様性に影響を与えていることも念頭に、国内のニーズ及び状況に応じてかつ関係する他の国際協定に沿って、本宣言に付属するガイダンスにおいて記載されているような各セクターの具体的な行動をとることについても約束する。

地球上の生命及び我々共通の未来は危機に瀕している。人間の発展と福利を支える生物学的な豊かさ及び健全な生態系の存続を確実なものとするために、責任ある形で強力な行

動を起こすことが喫緊の課題である。我々は愛知目標及び自然との共生という 2050 年ビジョンを達成するために努力しなければならない。このため、我々は、生物多様性の保全と持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の主流化に向けた野心度と政治的意思を引き上げなければならない。

最後に、国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン 2016 に対し、その作業において本宣言を考慮するよう求める。我々はまた、生物多様性条約の事務局に対し、本宣言を会議の報告の一部として含めるとともに、生物多様性の主流化を前進させるために、締約国、関連する国際機関及びステークホルダーと協力するよう要請する。

本宣言は国連総会、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム 2017 及び第 3 回国連環境総会に送致される。

農林漁業及び観光業における*

生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化のためのガイダンス

農業、農作物及び家畜：

飢餓を終わらせ、食料安全保障を達成し、人間の栄養状態を改善することは、世界全体の開発目標である。今後数年間にわたる主要な挑戦は、増加する世界人口の食料を十分にまかなうために農業の生産性を高めることである。生物多様性は全ての農作物及び家畜並びにそれらの多様性の源であることから、生物多様性は農業の基盤である。養分循環、有機物の分解、土壌形成及び修復、病害虫の制御、及び花粉媒介という、農作物及び家畜の生産に恩恵をもたらす重要な機能は、食料生産、栄養、ひいては人間の福利の維持に不可欠である生態系によって維持されている。持続可能な形で世界の食料需要に応えることは達成可能であるが、現行の政策や実行を見直し、適用させるため、以下のことを通じた重要な行動が要求される：

- (a) 食料安全保障、人間の栄養、健康、経済発展及び環境保護のための持続可能な農業の推進
- (b) 生態系及び農業と生物多様性の間の相互の結びつきについての、全体的かつ統合的な視野と評価の採用
- (c) 陸上、海洋、沿岸及び内陸生態系と関連する生物多様性への悪影響を回避する一方で、非効率の削除となり得る統合的かつセクター横断的な計画プロセス及び生態系に重点を置いた方法を通じることを含む生産性の向上の活用
- (d) 集約農業によって脅威にさらされているものを含む、農家が保有する品種などの在来品種や地域に適応した品種及び十分に利用されていない種の保全と栽培
- (e) 国連食糧農業機関の食料及び農業のための動物、植物及び森林遺伝資源に関する世界行動計画の実施
- (f) 花粉媒介者の適切な管理と保全
- (g) 生きている生態系及び農業と食料安全保障の基礎の一つとして土壌を認識し、保全し及び持続可能に管理すること、及び土壌の生物多様性の理解と保全の前進
- (h) 多様な農業生態学システム及び国連食糧農業機関の世界農業遺産などの農業生物多様性保全地域の指定を推進するための措置やインセンティブの利用
- (i) 農業による汚染の防止、及び農薬、肥料及び他の農業投入材の効率的で安全かつ持続可能な使用
- (j) 適切な技術の安全で持続的利用とエネルギー、水及び土壌資源の統合的、効率的かつ持

* 将来の締約国会議会合やそれらのハイレベルセグメントで更なるセクターについて取り上げられる場合がある。

続可能な管理

- (k) 病害虫の制御又は削減のための農業システムにおける生物多様性の利用推進
- (l) 幅広い生物多様性に基づくより多様な食習慣を含む、持続可能な消費及び生産の様式、並びに食料の廃棄やロスを減らすための収穫後の農業生産物管理における最優良事例の推進、等

漁業及び養殖業：

海洋、沿岸及び陸水の生態系は幅広い水系生物多様性を擁しており、世界中のコミュニティの経済的、社会的及び文化的な側面に大きく寄与している。これらの生態系は飢餓の撲滅、食料安全保障及び改善された栄養の達成、健康の推進と貧困削減において多大な役割を果たしているほか、雇用及び収入の源であり、持続可能な開発のための機会を提供している。経済的、社会的及び生態学的な利益を長期的に維持するために、漁業と養殖業は生物多様性と生態系の持続可能な利用に依存している。生物多様性は天然漁業の源であり、漁業関連の政策、プログラム及び計画における生物多様性の主流化は、天然魚の個体群にとって不可欠な採餌、産卵及び稚魚の成育の場として機能する生息地の維持のためのカギとなる。持続可能な漁業及び養殖は持続可能な開発の重要構成要素である。その持続可能性を確保するためには、以下の行動が必要とされる：

- (a) 持続可能な漁業と養殖業を強化して食料安全保障と栄養に寄与するために、漁業関連の政策、プログラム及び計画に生態系アプローチを統合すること
- (b) 資源の持続可能性の継続、危機に瀕している種及び水生生態系への影響の削減に寄与するとともにこの重要な産業の長期的な存続を確保するような漁業資源の保全及び持続可能な利用のための行動をとること
- (c) 漁業コミュニティの生計、収入及び雇用を保護すること
- (d) 炭素の貯留及び吸収源としての役割を認識しつつ、海洋、沿岸及び陸水の生態系を保全すること
- (e) 海洋、沿岸及び陸水の生態系を損なう、騒音やプラスチックを含む汚染を低減するための行動を強化すること
- (f) モニタリング、トレーサビリティ及び混獲、投棄及び廃棄を減らすための持続可能な漁業及び養殖業の管理に係る技術革新を構築及び活用するため、及び長期的な存続を保証するような方法で手法を改善するための、努力を増加させること
- (g) 持続可能な養殖業を推進及び奨励すること
- (h) 侵略的外来種を適切に予防、防除及び根絶すること
- (i) 違法、無規制、無報告漁業を削減するための戦略を策定すること
- (j) 国連食糧農業機関の責任ある漁業のための行動規範の実施を強化すること

林業

森林は世界の陸上の生物多様性の大部分を擁している。熱帯、温帯及び冷温帯の森林は、植物、動物及び微生物に多様な生息地を提供している。持続可能な開発の見通しは、森林の生態系及び種の多様性の状況に大きく影響を受ける。森林は、木材の供給にとどまらず、より広範な恩恵を人間にもたらしている。森林が提供する生態系サービスは、貧困層や弱者にとって特に重要である。更に、多くの人々、特に先住民及び地域社会にとって、それらは文化的なアイデンティティー、精神性及び世界観に欠くことのできない要素である。林業は、適切な政策や施業の策定と実施を通じて、森林及び野生生物の保護に貢献する。このため、森林の保全と持続可能な利用のために以下のガイダンスが推奨される：

- (a) 動的で進化する概念として、あらゆるタイプの森林の経済的、社会的及び環境的価値を維持し、強化することを目的とする持続可能な森林経営を推進すること
- (b) 森林生態系が、特に森林に依存するコミュニティにとって、人間の発展、水の供給、食料安全保障、栄養及び人間の健康に決定的な役割を果たすことを強調しつつ、生物多様性の貯蔵庫及び生態系サービスの供給源としての森林生態系の重要性を評価すること
- (c) 森林の炭素吸収源としての重要性とともに、森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上に関連する活動等の気候変動の適応及び緩和戦略の策定や自然の脅威や災害からの保護に果たす役割を強調すること
- (d) 世界土壌パートナーシップ及び世界山地パートナーシップの実施を強化すること
- (e) 森林の回復、保全及び持続可能な利用のためのインセンティブのパッケージを計画・推進すること
- (f) 土地所有者及び地域社会の経済的及び社会的な便益を増加させつつ、森林の減少及び劣化の削減を指向する生産チェーンの開発における民間セクターの参画を推進すること
- (g) 森林に関する国際的な枠組み及び国連森林措置の実施を推進すること

観光業

観光業は世界経済における主要セクターの一つである。自然本位の観光は観光客を惹きつけるために生物多様性及び多様な生態系に依存する。生物多様性の重要性についての意識啓発といった様々な活動を通じ、観光は、影響を受けやすい場所や生息地の保全に直接的に寄与することができる。観光が生物多様性に肯定的に寄与することを確保しつつ、観光の長期的な持続可能性を確保するための道筋は存在する。例えば、：

- (a) 変化を可能にする手段として、観光に関する経済的及び社会的な開発の政策やモデルに生物多様性を統合すること
- (b) 観光セクター及び同セクターを超えて、経済成長から環境の劣化を切り離すことを支えるような観光のつながりを推進すること
- (c) 責任あるビジネス慣行を実施すること
- (d) 先住民及び地域社会の願望を支援するための彼らとの協働によるものも含め、人々の生

計を向上させるための質の高い職、投資及び訓練及び開発の源として観光を確立させること

- (e) 生物多様性の真価の認識、保全及び持続可能な利用を向上させながら、訪問者にとって価値のある経験として観光を推進すること
- (f) 持続可能なグリーン・インフラ及びブルー・インフラ、持続可能な生産及び消費、景観及び生態系の保全、土地計画の利用、生物多様性に関連する文化的な価値の推進を奨励すること
- (g) 観光を生物多様性の保存ツールに変革するため技術の開発と利用を推進すること
- (h) 世界観光機関の持続可能な観光開発プログラムを実施すること
- (i) 仕事における生物多様性の重要性をよりよく理解することができるように、観光事業者向けの教育プログラムに投資すること
- (j) 持続可能な観光の発展を支援するための制度的な枠組みを開発・支援すること
- (k) 観光セクター向けの生物多様性に関する能力構築プログラムに投資すること

生物多様性条約 COP13 の主要な決定の概要

(1) 条約および戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けた進捗
以下の内容を含む決定が採択された。

愛知目標 10 (※1) および 17 (※2) が 2015 年の目標年までに達成できなかったこと、愛知目標 14 (※3) および 18 (※4) の国レベルでの進捗などが限定的であることを留意した上で、国別報告書の未更新締約国には更新を、更新を終えた締約国に対しても SDGs などを反映するなどの野心向上に向けた見直しを求める。

また、国別目標の設定や国別報告書の実施に当たっては、SDGs を含む他のプロセスの関連目標を考慮すること、国別報告書が多様なレベルにおける主流化に貢献するような政策となるように位置付けること、著しい進捗があった愛知目標についても、達成に向けた努力を更に強化することを締約国に求めた。愛知目標と同レベルの目標を掲げた国が限られていることを受け、愛知目標と同等の目標に引き上げることを求める。

また、現行戦略計画・愛知目標の達成に向けた実施への集中・促進の必要性を認識しつつ、地球規模生物多様性概況 GB0 第 5 版や国別報告を踏まえつつ次回 COP で 2021 年以降の新しい目標設定のプロセスを決定する。具体的には、次期目標設定に向けた検討フォーマット・プロセス案を条約事務局が SBI2 までに作成し、COP14 で具体的な議論を行う。

- ※1 愛知目標 10：2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。
- ※2 愛知目標 17：2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略および行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
- ※3 愛知目標 14：2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復および保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層および弱者のニーズが考慮される。
- ※4 愛知目標 18：2020 年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連する先住民の社会および地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行およびこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度および関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。

(2) セクター内および複数のセクターにまたがる生物多様性の主流化を含む、条約および生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施を強化する戦略的行動

締約国に対し、農林水産業および観光業を含む様々なセクター内および複数のセクターにまたがる主流化に向けて、ステークホルダーの関与により努力を強化するよう強く求めた上で、次のカテゴリ別に具体的な勧告を含む決定が採択された。

- ・関連国際プロセスを通じた主流化の強化
- ・セクター横断的な主流化
- ・セクター別主流化（農業、林業、漁業および水産養殖業、観光業）
- ・主流化を強化するための主要主体の参画（企業、準国家および地方自治体、ジェンダー）

(3) 生物多様性および健康

締約国などに対し、生物多様性および人の健康に関係する当局・セクター間における対話の強化、国の政策・戦略などの立案や更新における生物多様性および健康のつながりの考慮、健康的なライフスタイルと持続可能な生産・消費様式を推進するための機会の特定、生物多様性および健康（例：食の多様性と健康、自然保護区などの自然による健康への貢献、微生物多様性と健康）に関する研究の更なる促進・支援などが奨励され、生物多様性および健康のつながりを愛知目標のフォローアップの検討にあたり考慮することが決定された。

(4) 海洋および沿岸域の生物多様性

以下の内容を含む決定が採択された。

生態学的または生物学的に重要な海域（EBSAs : Ecologically or Biologically Significant marine Areas）の記載について、科学的手法およびアプローチを強化するための任意の実践的オプション（EBSAs の記載基準に関する科学的手引きの改善、記載されたEBSAsに係る情報共有など）の促進を歓迎し、事務局長に対し、専門家ワークショップを開催して、EBSAs の更新や新たな記載手続きの整理などを行うとともに、実施を促進するための非公式助言グループの設置を求める。

また、冷水域が生物学的および生態学的に重要な役割を果たしていることに留意し、「冷水域における生物多様性に関する自主的特定作業計画」を採択し、締約国などに対し実施を奨励する。

また、「海洋ごみの海洋および沿岸域の生物多様性と生息地に与える影響の回避および緩和に関する任意の実践的手引き」に留意し、締約国などに適切な措置を講じるよう要請する。

さらに、海洋空間計画が愛知目標の達成に向けた生態学的アプローチの適用を促進する参加ツールであることを認識し、締約国などに対し、海洋空間計画の適用を奨励する。

(5) 合成生物学

アドホック技術専門家会合（AHTEG）が作成した合成生物学の運用上の定義「科学・技術・工学が結合した、遺伝資源・生物・生物システムに対する理解・デザイン・再デザイン・製造・改変に関するモダンバイオテクノロジーの更なる開発と新規領域」が条約及び議定書の科学技術的な検討の開始点として有用であると認識すること、また、合成生物学から生じる生物は、カルタヘナ議定書で定義された現代のバイオテクノロジーにより改変された生物と類似しているものの、その定義の範囲に収まるかまだ明確でないものがあることに留意することが確認された。

締約国に対しては、合成生物学から生じる生物等の潜在的な便益や悪影響に関する研究の実施、多様なステークホルダーによる対話や啓発活動の推進、適当な場合における社会経済等への配慮などを求めることが決定された。また、事務局に対し、上記研究や、リスクアセスメントやリスク管理等の施策の実施状況に関する情報提供を各国から提出させ、AHTEGを継続し、合成生物学から生じる生物等が条約の目的達成に与える影響等を検討することを求めることが決定された。

(6) 遺伝資源の塩基配列情報

COP 期間中に合成生物学の議論から派生し、独立した決定として採択された。遺伝資源に関する塩基配列情報の使用が条約の3つの目的や名古屋議定書の目的の達成にどのような潜在的な影響を与えるかを検討するため、各国からの関連情報の提供、事実確認及び検討範囲特定のための調査の実施、AHTEG の開催を求めるとともに、COP14 において検討することを決定した。

(7) 花粉媒介者、花粉媒介および食糧生産に関する IPBES による評価

締約国などに対し、花粉媒介者、花粉媒介および食糧生産に関する IPBES による評価を活用すること、農業・林業政策において花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関する考えをまとめること、環境配慮型農業への支援を通じ生息地と生産システムの多様性を促進すること、花粉媒介者サービススキームへの直接支払いなどの花粉媒介者や生息地保全のための農家などへのインセンティブを開発・実施することなどを奨励することが決定された。

(8) 国別報告書

第6回国別報告書 (NR6) のひな型を含むガイドラインを採択した。また、締約国などに対して、2018年12月31日までのNR6提出や途上国によるNR6作成に対する支援提供を求めたほか、条約事務局長に対し、オンライン報告ツールの更なる開発やリソースマニュアルの完成、途上国向け能力構築活動の実施、各議定書の国別報告書の報告書式などとの段階的統合、他の生物多様性関連条約との指標や報告モジュールの共通化などといった国別報告における相乗効果強化のための選択肢の追求を求めることが決定された。

(9) 地球規模生物多様性概況 (GB0)

地球規模生物多様性概況第5版 (GB05) は、生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施最終報告と同戦略計画のフォローアップの基礎を提供すべきこと、愛知目標毎の進捗分析およびSDGs への貢献に係る分析を含むべきことなどを述べた上で、GB05 の準備を開始することが決定された。

(10) 生物多様性戦略計画 2011-2020 および愛知目標の指標

生物多様性戦略計画 2011-2020 および愛知目標の指標について、SBSTTA 勧告 (XX/13 パラ 3) に従い更新された指標リストを承認し、同リストが各国での適用にあたって柔軟な枠組みを提供するものであることを強調した上で、同リストの点検を継続することが決定された。

また、IPBES に対しては、相乗効果の最大化と作業の重複削減のため、地域別評価やグローバル評価において指標を最大限活用すること、データを所有する機関などに対してデータの利用可能性向上などを求めることが決定された。

カルタヘナ議定書 COP-MOP8 の主要な決定の概要

(1) 議定書の実施及び効果のレビュー

議定書第 35 条において、締約国会合は少なくとも 5 年ごとに議定書の有効性について評価を行うこととされており、今次会合では、締約国から提出された第 3 次国別報告書に基づく評価が、戦略計画 2011-2020 の中間評価と合わせて行われた。評価結果から、議定書の実施のための法的・行政的・その他の措置については、約半数の締約国のみしか導入できていないことが明らかとなったことから、戦略計画の残りの期間において、法令の整備などに関連する目標に対応することが決定された。

(2) リスク評価及びリスク管理

LMO の輸入に係る決定に先立ち実施することが求められているリスク評価（議定書第 15 条）に関して臨時の専門家会合により策定されたガイダンスが報告された。また、他の機関や締約国が有するものも含め、既存のガイダンス文書では対応できない課題の把握及び解決方法に関する提案の整理等を実施するため、オンラインフォーラムを延長することが決定された。

(3) 社会経済上の配慮

LMO の輸入について決定するに当たり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響に関する社会経済上の配慮を自国の国際的な義務に即して考慮することができるとする議定書第 26 条に関し、技術専門家グループでの議論を延長し、ガイドラインについての作業を行うことが決定された。

(4) 名古屋・クアラルンプール補足議定書

本補足議定書については、これまで 36 か国及び欧州連合が締結している（発効には 40 か国の締結が必要）。本補足議定書の発効及び実施を早期化するため、啓発向上活動の実施、能力開発に関する資料の作成が重要である旨が確認され、それに向けた取組を進めることが決定された。

名古屋議定書 COP-MOP2 の主要な決定の概要

(1) 名古屋議定書（愛知目標 16）の達成状況評価

愛知目標 16（2015 年までに名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される）の達成状況が評価され、国内措置を実施している締約国が 2 割程度に限られていることが確認された。締約国に対して、名古屋議定書の効果的な実施に向けて制度の構築等を進めるとともに、その情報を ABS クリアリングハウス（国際的な情報交換センター）へ提供することを求めた。また、締約国及びその他の政府に対して食料及び農業のための植物遺伝資源に関する条約（ITPGR）と名古屋議定書を相補的に実施することを求めた。

(2) 他の国際機関、条約及びイニシアティブとの協力

世界保健機関（WHO）が実施した名古屋議定書が公衆衛生や病原体の共有に与える影響に関する調査結果に留意するとともに、条約事務局に対して議定書第 8 条 (b) 項の実施状況に関する情報を WHO に提供すること等を求めた。また、条約事務局に対して、議定書第 4 条 4 項に該当する専門的な国際文書を抽出するための基準の検討等を求め、COP14 前の条約実施補助機関（SBI）に検討結果を提供するとともに、遺伝資源に関する塩基配列情報と利益配分の関係に関する ITPGR や WHO 等での議論状況の情報収集を求めた。

(3) ABS クリアリングハウス（議定書第 14 条）

ABS クリアリングハウスの運用に関する作業の進展を歓迎するとともに、遺伝資源に関連する伝統的知識等の国際的に認められた遵守の証明書（IRCC）における取扱い等に関する更なる検討の必要性に留意し、締約国に対して議定書の義務である ABS クリアリングハウスへの関連情報の提供と IRCC の発給を求めた。

(4) 名古屋議定書遵守委員会（議定書第 30 条）

名古屋議定書の遵守の促進及び不遵守の場合への対処を目的に設立された遵守委員会の手続き規則が承認された。遵守委員会が、議定書の遵守の促進及び不遵守への対処に関する支援を継続的に実施するとともに、2018 年に実施予定の議定書の最初の有効性評価に関与することが決定された。また、各国の遵守状況を確認するため、締約国に対して暫定国別報告書の締切りまでの提出を求めた。

(5) 名古屋議定書の有効性評価（議定書第 31 条）

2018 年の COP-MOP3 において名古屋議定書の最初の有効性評価を実施することを決定し、その実施に向けての評価項目（議定書の実施状況、ABS クリアリングハウスの運用状況等の評価項目、暫定国別報告書、ABS クリアリングハウス掲載情報等）及びその情報源を決定した。また、事務局長に対して、COP14 前の SBI での検討に向けて、関連情報の分析や指標の検討を要請した。